別紙様式第４号(2)　（第132条第３号関係）（平24農水令16・平26農水令72・平27農水令33・一部改正、令２農水令50・旧別紙様式第３号(2)繰下）

損　益　計　算　書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

（信用漁業協同組合連合会又は
信用水産加工業協同組合連合会名）

科　　目	金　　額	
経常収益		×××
資金運用収益	×××	
貸出金利息	×××	
預け金利息	×××	
有価証券利息配当金	×××	
コールローン利息	×××	
買現先利息	×××	
債券貸借取引受入利息	×××	
買入手形利息	×××	
金利スワップ受入利息	×××	
外国為替受入利息	×××	
受入雑利息	×××	
受取奨励金	×××	
受取特別配当金	×××	
役務取引等収益	×××	
内国為替受入手数料	×××	
外国為替受入手数料	×××	
その他受入手数料	×××	
その他の役務取引等収益	×××	
その他事業収益	×××	
受取出資配当金	×××	
受取助成金	×××	
外国為替売買益	×××	
商品有価証券売買益	×××	
国債等債券売却益	×××	
国債等債券償還益	×××	
金融派生商品収益	×××	
その他の事業収益	×××	
その他経常収益	×××	
貸倒引当金戻入益	×××	

償却債権取立益	×××		
株式等売却益	×××		
金銭の信託運用益	×××		
その他の経常収益	×××		
経常費用			×××
資金調達費用		×××	
貯金利息	×××		
譲渡性貯金利息	×××		
コールマネー利息	×××		
売現先利息	×××		
債券貸借取引支払利息	×××		
売渡手形利息	×××		
金利スワップ支払利息	×××		
外国為替支払利息	×××		
借用金利息	×××		
支払雑利息	×××		
支払奨励金	×××		
役務取引等費用		×××	
内国為替支払手数料	×××		
外国為替支払手数料	×××		
その他支払手数料	×××		
その他の役務取引等費用	×××		
その他事業費用		×××	
融資保険料	×××		
支払助成金	×××		
外国為替売買損	×××		
商品有価証券売買損	×××		
国債等債券売却損	×××		
国債等債券償還損	×××		
国債等債券償却	×××		
金融派生商品費用	×××		
事業推進費	×××		
債権管理費	×××		
その他の事業費用	×××		
事業管理費		×××	
その他経常費用		×××	
貸倒引当金繰入額	×××		
貸倒引当金戻入益	△×××		
貸出金償却	×××		

株式等売却損	×××		
株式等償却	×××		
金銭の信託運用損	×××		
その他の経常費用	×××		
経常利益（又は経常損失）			×××
特別利益			×××
固定資産処分益		×××	
その他の特別利益		×××	
特別損失			×××
固定資産処分損		×××	
減損損失		×××	
その他の特別損失		×××	
税引前当期利益（又は税引前当期損失）			×××
法人税、住民税及び事業税			×××
法人税等調整額			×××
当期剰余金（又は当期損失金）			×××
当期首繰越剰余金（又は当期首繰越損失金）			×××
・・・積立金取崩額			×××
当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）			×××

（記載上の注意）

1　本支所間及び各支所相互間の内部損益は除去して記載すること。

2　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさない場合には、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

3　一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金の次に当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。

4　「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の繰入額の合計額と取崩額（個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を除く。以下4において同じ。）の合計額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金の取崩額の合計額が繰入額の合計額を上回る場合には、「その他経常費用」又は「その他経常収益」に「貸倒引当金戻入益」の科目を設け記載すること。

5　「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。

6　法令等に基づき、又は連合会の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

7　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要な収益及び費用については、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。

8　特別会計等２つ以上の会計単位を設定している場合、各会計単位ごとに作成した損益計算書を合併して、科目ごとに各会計単位の内容が分かるように作成するものとする。（各会計単位間のいわゆる内部損益については、これを除外して記載する。）

9　遡及適用、誤謬（びゅう）の訂正又は当該事業年度の前事業年度における合併に係る暫定的な会計処理の確定をした場合には、当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金及びこれに対する影響額を区分表示すること。